

指定申請等事前協議に関する連絡事項

事前協議を要する各種申請・届出について

○以下の項目については、書類提出だけでなく事前の協議が必要となるため要留意。

- 新たに指定障害福祉サービス事業所の指定を受けようとする場合
- 既指定事業所の所在地を変更する場合
- 事業所の追加（既指定事業所のサービス提供にあたり、新たな建物等を追加する場合）
- 指定障害福祉サービス事業所の定員を増加する場合

【事前協議予約に関する諸注意事項】

新規指定を受ける場合は、指定を受ける日の3か月前までに事前協議が必要。
新規指定を受ける場合以外は、原則として、変更の事実が生じる日から1か月前までに事前協議が必要。

【留意事項】

○上記の事前協議に当たっては、担当者に連絡し予約を行ったうえで来庁すること。
※無予約来庁による事前協議は原則実施しません。

■予約にあたっての注意■

- ・ 事前連絡は、協議希望日の2～3週間前を目安に連絡すること。
- ・ 月末頃の駆け込み協議依頼は原則認めず、協議完了日を翌月扱いとする。

■来庁時の持参物■

- ・ 新規指定を受ける(新たに追加する)建物の平面図、位置図
- ・ 仮作成した指定申請書一式（新規指定の場合は変更届出書一式）
- ・ その他、予約時に担当者が指示した資料類